

原則 1 有効な財務報告

財務報告は、業績や経営の状況に関する、公正で透明性があり、かつ関連性のある情報を提供することにより、金融システムの中で重要な役割を果たしている。有効な財務報告は、高品質な会計基準並びに一貫して忠実な適用及び厳格で独立した監査及び執行に依拠している。

財務報告は、資源配分意思決定における投資家や他の金融市場の参加者、また規制当局やその他の利用者にとって、非常に重要である。これらすべての利用者が抱く財務報告の透明性や完全性への信頼は、国際的な金融の安定と健全な経済成長にとって、非常に重要である。

規制基準が会計基準と乖離していて、それが財務報告に重要な影響を与えるような場合には、これらの差異による影響が財務報告の透明性と完全性を損なわないような方法で開示されるべきである。

勧告

- 1.1 IASB 及び FASB(以下「両審議会」)は金融商品に関する基準を簡素化して、向上させるというプロジェクトについて、緊急性を持つが広範な協議が必要な問題として捉え、最優先課題とするべきである。
- 1.2 減損会計のようにいくつかの分野では、IFRS と US GAAP は異なる出発点を持っていることを認識しているが、我々は、両審議会が統一した解決策に到達することを要請する。
- 1.3 金融商品プロジェクトにおいて両審議会は、貸倒引当金の計上について、より将来的な情報を利用する、発生損失モデルに替わる代替案を検討すべきである。これらの代替案には、予想損失モデルと公正価値モデルが含まれている。
- 1.4 もし両審議会が予想損失モデルを採用する場合には、透明性を減少させるような「利益操作」を助長しないように、注意を払わなければならない。
- 1.5 金融商品プロジェクトにおいて、両審議会は、企業自身の信用の低下もしくは向上による、企業の負債の公正価値の変動の結果としての、利益や損失の認識が適切かどうかについて再考すべきである。
- 1.6 会計基準、特に金融商品、連結／認識の中止及びリスク開示に関する基準は、銀行、保険の規制当局にとって、特別な重要性を持つ。したがって、両審議会が、銀行、保険の規制当局と協議を続けることは重要である。

- 1.7 もし、より将来的な情報を利用する、発生損失モデルの代替案が策定されたならば、会計基準と規制基準の要求の差異が縮小する可能性がある。差異が残る限りは、我々は両審議会に、損益計算書を基準とした測定基準に影響を与えて、財務報告の完全性を損なうことなしに、規制当局から要求されている追加の準備金や引当金を明白に表示する方法を策定するよう要請する。
- 1.8 金融商品プロジェクトに優先順位を与える一方で、我々は両審議会に連結と認識の中止（すなわち、簿外取引の問題）及び両審議会の MOU の他の分野に関する、統一されかつ改善された基準が、大幅に前進することを強く要望する。
- 1.9 当面の間、FASB の新しい簿外取引に関する基準は、修正や遅延なく、導入されるべきである。
- 1.10 金融商品や連結、認識の中止に関するプロジェクト、特に複雑な金融商品においては、含まれるリスクのより良く、透明な表示に向けて、改善が行われるべきである。

原則 2 財務報告の限界

効果的な財務報告は市場に対して、欠くことのできない厳格性や透明性を与えるが、投資家、アナリスト、規制当局その他は、財務報告が提供する情報に全面的に依拠することはできない。すべての利用者は、財務報告の限界を認識すべきである。財務報告は経済動向のただ一場面における反映に過ぎず、マクロ経済の進展の影響に対する完全な洞察を与えることはできない。適切な経済基盤を持ち、うまく機能している市場による信頼できるデータの生成や、金融機関や他の企業による、価格の検証の適切な手続、及び資産、負債の評価など他の側面の利用にも財務報告は依存している。

勧告

- 2.1 概念フレームワークの共同プロジェクトにおいて、両審議会は財務報告の限界について明確に認識すべきである。
- 2.2 財務報告の利用者はその限界を認識すべきであり、決して自らの判断や正当な注意を行使するのを止めてはいけない。
- 2.3 我々はすべての店頭取引市場、特に仕組商品やデリバティブの市場が市場価格の透明性を促進する健全な構造基盤を持つことを、関係当局が確保することを要請する。
- 2.4 企業、特に金融機関は市場価格の有効な実証プロセスを採用して、資産や負債の評価を向上させるべきである。価格の検証を最も信頼性のあるものにするためには、これらの機能は、可能な限り販売、トレーディングや他の商業上の機能とは

完全に独立しているべきである。

原則 3 会計基準の統一

金融市場のグローバルな性質のため、報告主体が地理的にどこに位置していようとも、一貫性があり、公正で透明性のある情報を提供する、高品質でグローバルに統一された単一の財務報告基準を策定することが非常に重要である。

勧告

- 3.1 我々は両審議会が高品質の会計基準を維持、強化する必要性と合致して、統一された解決策に到達するためにあらゆる努力を続けることを強く要請する。これは金融危機（金融商品、連結と認識の中止）への対応で加速されたプロジェクトと、MOUに含まれる他のプロジェクトにおいてなされるべきである。
- 3.2 我々は各国政府、金融市場参加者や他の国際的な経済界が単一の高品質な会計基準の設定を積極的に支援することを要請する。
- 3.3 この機運を維持するために、我々は IFRS を採用又は IFRS へ収斂するための実行可能でかつ確固としたスケジュールをまだ設定していない、すべての各国政府に対して、スケジュールを設定することを奨励する。
- 3.4 会計基準が統一したとしても、国あるいは地域的な監査基準の相違、もしくは執行の相違から財務報告においては差異が起こるであろう。我々は適切な国際機関に対して、会計基準設定主体の意図に調和する、統一された解決策と共通の解釈に到達するよう留意し、努力することを要請する。我々は国際的な会計事務所がこの点においては特に重要な役割を果たすと信じている。

原則 4 基準設定主体の独立性と説明責任

高品質で公正な基準を設定するためには、会計基準設定主体は不当な経済的・政治的圧力から高い程度の独立性を保持していなければならないが、利害関係者との幅広い関わりを含む適切なデュー・プロセスや公共の利益における監視を通じて高い程度の説明責任を持たなければならない。

勧告

- 4.1 現在進行中の、共同の包括的な金融商品プロジェクトは、2009年度における両審議会の焦点となり、主な優先事項となるべきである。このプロジェクトを遂行するために、両審議会はデュー・プロセス手続に関して、妥協すべきではない。我々

は年末までに両審議会によってなされた進展について、検証することを約束する。国際的な金融システムにとって非常に重要な金融商品プロジェクトについて、会計基準設定主体は、経済界からの圧力にも政治的な圧力にも惑わされないことが、非常に重要である。

- 4.2 緊急事態における作業の広範囲な受入を確保するために、両審議会は事前に迅速なデュー・プロセスに基づいて行動することが適切な状況を決定しておくべきである。両審議会はまたそのような状況下でも、最大限の実行可能な協議を得ることを確保する手続を策定すべきである。
- 4.3 一方、社会に対する説明責任の一環として、政策立案者は自らの懸念を表明することが可能であり、また表明して、基準の設定者に情報を提供しなくてはならないが、我々は、具体的な基準設定の結果を指示しようとすることは差し控えるよう要請する。このような制限は、基準設定プロセスの独立性、財務報告及び金融システム全体に対する社会の信頼を維持する上で重要である。
- 4.4 過度の影響から独立性を維持するためには、IASBは十分な資金が公平でかつ強制力のある形で提供されるような、恒久的な資金構造を持たなければならない。
- 4.5 モニタリング・ボードの権威を支えるために、その構成は広範囲の国々からの証券監督者を含め、地理的に広げられるべきである。